

# 【子どもに関する条例に係る骨子（案）】

～前文～

- ①市の子育てに関する考え方について
- ②制定の必要性について
- ③東日本大震災について

## 1 目的

この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに子どもに関する施策の基本となる事項を定め、子ども、保護者、家庭、学校等、地域、事業者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 定義

- ①子ども…市内に住んでいる、若しくは市外から通学、通勤又は通所する 18 歳未満の者
- ②保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- ③家 庭…家族形態に関係なく、子どもが生まれ育つところ
- ④学校等…児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが使用する施設
- ⑤事業者…市内で事業を営む個人又は法人その他の団体
- ⑥市民等…市内に住んでいる、若しくは市外から通学、通勤又は通所する者（ただし子どもを除く）

## 3 基本理念

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが健やかに成長し自立できるよう、保護者、家庭、学校等、地域、事業者、市民等及び市が協働で取り組み、本市において「子どもの最善の利益」が実現されるように努める。

【**基本的人権の尊重と、子どもの権利条約の4つの柱、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を基礎として、本市が掲げる「子本主義」、延いては「子どもの最善の利益」を実現していく。**】

## 4 責務

- ①子ども…その年齢や成長に応じて、人との関わりを持ちながら自分が社会の一員であることを自覚し、自らの権利を大切に考え、併せて他者にも同等の権利があることを理解し、主体的に判断し、行動できるように努める。

【**自分の権利のみを主張するのではなく、相手にも同じ権利があることを子どもたちが考えることにより、思いやりの心を育むようにする。**

【**また、その思いやりの心をもって、受身ではなく自ら進んで考え、判断し、行動していく。**】

- ②保護者…子どもの成長及び自立を支える第一義的な責任があることを自覚し、子どもと向き合うように努める。
- ③家 庭…子どもとのふれあいを大切にし、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身につけることができるよう、また、豊かな人間性を育むことができるように努める。
- ④学校等…集団生活を通して、社会性、基礎学力を子どもの成長段階に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って成長し、自立していくための教育の推進に努める。
- ⑤地 域…子育てを地域全体で取り組むべき課題として捉え、子どもが地域の中で健やかに育つための環境づくりに努める。
- ⑥事業者…地域社会における社会的な責任を認識し、地域や学校等が行う活動や子どもが主体的に行う活動に協力するよう努める。  
また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、関係団体と連携し、そこで働く者が子どもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進する。
- ⑦市民等…子どもの成長及び子育てに関心を持ち、自らの意識、行動等が子どもの育つ環境を作り出していることを理解し、子どもが健やかに暮らせるまちづくりに努める。
- ⑧市 …子どもとその家庭の支援に関する施策を推進し、関係者同士の総合的な連携を図るための体制づくりに努めるとともに、子どもが健やかに成長し、自立できるよう関係機関と協力する。

## 5 子どもが健やかに成長し、自立するための支援等

- ①子どもの健康増進のための支援
- ②援助を必要とする子どもへの支援
- ③相談体制の充実
- ④社会参画の促進
- ⑤地域における支援
- ⑥安全で安心な環境づくりに関する取り組み
- ⑦教育の充実

## 6 広報・啓発及び計画の策定・推進

この条例で定める基本理念及び趣旨について、市民の理解を深めるよう広く周知を図る。

また、本市における各種計画を策定するとき及び実施するときは、この条例の基本理念に従うとともに、子ども及び市民等の意見を十分に反映させるよう努め、推進体制を整備する。